

令和2年7月14日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

合併特例債に関する特別委員長 室岡 啓史

合併特例債に関する特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告する。

本委員会は、令和2年6月定例会において「合併特例債の使途」及び「庁舎建設に関すること」を付託事件とし執行部要請により設置された委員会である。

これまでに別紙のとおり4回委員会を開催し審議を行った。その中でも、合併特例債の使途については、発行期限が迫っていることから、庁舎建設も含めどのような事業に使用することが将来の佐渡市にとって最善であるのか、集中的に審議を行ったものである。

1 審議の経過等

本委員会設置後に、合併特例債や本庁舎建設に係る過去の特別委員会の取組を確認し、審議を深めるため、執行部に資料の提出を求めるほか、合併特例債充当可能事業及び本庁舎建設に関する執行部の考えを示してもらうため、2回にわたり委員会への出席を求め、審議を行ったものである。

(1) 庁舎建設について

庁舎建設については、新市建設計画の行政運営の効率化の具体的施策として「市庁舎建設及び周辺整備」が掲載されていることから、過去にも特別委員会が設置され、庁舎建設についての方向性を意見してきたところである。前市政では、本庁舎は建設しない方向で進んで来たが、新市長が所信表明の中で、「課題となっている本庁舎については、既存の庁舎を活用しながら、防災拠点となりうる庁舎整備が必要と考えております。併せて、本庁舎1階の窓口機能についても市民の皆様から安心してお越しいただけるよう、市民の皆様や議会からもご意見をいただき対応してまいります。」と述べたことから、執行部要請により、本委員会の設置に至っている。

現段階において執行部が考えている新庁舎は、当初の4階建て、延べ面積約6,000㎡ではなく、防災拠点機能を備えた必要最小限の投資による3階建てとし、既存庁舎北側の旧金井保育園跡地に連絡通路で繋げた形で建設するというものである。新庁舎と既存庁舎とを併せて窓口機能を充実させ、老朽化している第2庁舎の部署、佐和田行政サービスセンター内の議会機能とあいぽーと佐渡内の観光振興課を移転させることを考えている。なお、新庁舎は、1階が市民向けのワンストップサービス窓口機能、2階が災害発生時における防災拠点機能、3階が迅速な情報共有を可能とする議会機能とし、エレ

ベーターを設置すること、バリアフリー化すること等によるユニバーサルデザインを取り入れる予定であること、総事業費は実施設計をしなければ算出できないが三十数億円と推計しているとの説明があった。

一方、今までの統合庁舎型の計画とは異なり、佐渡島開発総合センター内の教育委員会と真野行政サービスセンター内の上下水道課は現状どおりの運用として移転させないこと、また、既存庁舎は可能な限り使用することとし、防災拠点としての本庁舎建設後すぐに必要な改修を考えている旨の説明があった。なお、第2庁舎は解体して駐車場とする予定であること、佐和田行政サービスセンター内の現在の議会フロアは、子育て世代の親子等の市民が安心して使用できるさわた図書館として改修、活用する方向性であることを審議の中で確認した。

(2) 合併特例債について

合併特例債は、合併後の市町村が建設計画に基づいて行う事業のうち、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業、均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業などに使用することができる。

当初、発行期限は、合併年度とこれに続く10年間に限られていたが、東日本大震災や熊本地震などの被害が甚大であり、思うように事業計画が進まない自治体があることから、二度の発行期限の延長が行われた。この結果、本市の合併特例債の発行期限は、令和5年度末となっており、現在の借入状況は次のとおりである。

発行限度額	420.4億円
発行額（平成16年度～平成30年度）	379.7億円
発行可能額	40.7億円

審査では、執行部が庁舎建設を合併特例債の充当可能事業の最上位に考えていること及び市内7施設の解体事業に充当可能であることを確認した。また、相川認定こども園は、合併特例債の充当可能事業ではあるが、公共施設等適正管理推進事業債を活用する方向性であることを併せて確認した。

2 本委員会の意見

(1) 防災拠点庁舎の建設について

現在の本庁舎は、防災機能が脆弱であるとともに、市民相談スペースが不足しておりプライバシーが十分守られていない状態にある。かつ、エレベーターが未設置でバリアフリーの条件も満たしていない。加えて、第2庁舎の老朽化は著しく、執務している部署の移転先確保も課題となっている。また、本庁機能が分散配置となっていることなど多くの問題点を抱えており、本委員会の審査では、以下の意見があった。

防災については、防災機能を充実させ防災拠点として相応しい庁舎とすること。昨今の災害状況を踏まえ、特に上下水道課を本庁へ移転すべきとの多くの意見があった。また、ハザードマップでの浸水区域でもあり十分な対応を図ることの必要性も指摘した。

市民サービスについては、プライバシーに配慮した市民相談室等の増設、土曜日・日曜日の窓口開設及び公共交通のアクセスを改善すること。子どもの遊び場、図書館、生涯学習センター機能等を併せ持つ複合型庁舎建設等の意見もあった。

防災拠点庁舎の建設に当たっては、これらの意見を十分考慮したうえで、事業を推進すること。

(2) 合併特例債の有効活用について

前述のとおり、本市における合併特例債の発行可能額は、40.7億円であり、令和5年度末までに事業を完了させることが必須条件である。

合併特例債は地域の活性化のために活用することが趣旨ではあるものの、公共施設の統廃合に伴う建設事業のみならず、解体事業にも活用可能である。各事業の優先順位を設定したうえで、進めていく必要があると思料する。

結びに、防災拠点としての本庁舎建設については、これまで紆余曲折を経たが、合併特例債の発行期限満了が迫る中、一部の庁舎の老朽化、高まる市民サービスの向上を求める声、予測不能な災害に対応するため、有利な起債として合併特例債を活用し、市民の十分な理解と合意を図りながら進めることを強く求めて、本委員会の最終報告とする。

本委員会の開催状況

年 月 日	主 な 協 議 内 容
令和2年6月15日	審査方針について意見交換 執行部へ要求する資料と質疑事項の決定
令和2年6月23日	執行部が出席し、質疑事項及び提出資料の説明、説明 に対する質疑、意見
令和2年7月2日	執行部が出席し、質疑事項及び提出資料の説明、説明 に対する質疑、意見 意見の集約
令和2年7月7日	まとめ、委員会報告書について